

第4部 初動応急計画

その5 【津波対策編】

基本的な考え方

●基本的な考え方

平成 23 年に発生した東日本大震災では、東北地方を中心とした太平洋沿岸に想定を超える巨大津波が押し寄せ、甚大な被害をもたらした。江戸川区の面する東京湾内湾においては、その形状から大きな津波は起こりにくいと想定されており、江戸川区では、防潮堤等の整備により市街地側で津波の被害が発生する危険性は低いと考えられる。

しかしながら、津波の発生原因となる地震動により、防潮堤等が何らかの損傷を受け、十全の機能を発揮できない場合においては、浸水被害が発生する可能性が考えられる。また、市街地側に浸水がなくとも、区民が常日頃から憩う場である河川敷や海岸部の浸水は想定されているため、津波への対策を考慮する必要がある。

●津波の想定

本計画では、東京都が令和4年5月25日に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とし、江戸川区では、最大 T.P. +2.24m の津波高を想定する（「第1部総則及び資料 24」を参照）。

●津波警報・注意報の分類

気象庁から発表される津波警報・注意報の分類は下表のとおりである。
なお、江戸川区の津波予報区は「東京湾内湾」に当たる。

情報の種類	予想される津波の高さ	気象庁が発表する値	巨大地震の場合の発表	想定される被害
大津波警報	10m～	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	5m～10m	10m		
	3m～5m	5m		
津波警報	1m～3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	20cm～1m	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流出し、小型船舶が転覆する。

第1章 初動応急計画

第1節 区の態勢

区に津波被害が想定される場合には、同時に地震が発生している可能性が高く、基本的な区への対応は震災編に拠るところとなる。しかし、震源が遠隔地などで区内が震度4未満であっても津波警報等が発生する可能性があるため、ここでは、区内が震度4未満の場合における区の態勢について記載をする。

情報の種類	区の態勢
大津波警報	災害対策本部設置・第二次非常配備態勢
津波警報	災害対策本部設置・第一次非常配備態勢
津波注意報	情報連絡態勢・水防連絡態勢

第2節 情報の収集・広報

1 津波情報の収集

区は、気象庁から「東京湾内湾」に津波注意報・警報等が発表された場合には、関係機関及び防災カメラ等の区独自の手段を用いて情報収集を行う。

2 区民等への広報

区は、津波注意報等が発表された場合には、情報の種類に応じて、下表のとおり速やかに広報を行い、適切な避難行動を促す。

情報の種類	避難指示・注意喚起	伝達手段
大津波警報	ただちに少しでも高い安全な場所へ避難して下さい。	防災行政無線（区内全て）、区公式ホームページ、区公式X、区公式LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース等
津波警報		
津波注意報	河川敷や海岸などの水辺から離れてください。	防災行政無線（河川敷・葛西臨海公園周辺）、区公式ホームページ、区公式X、区公式LINE、区防災アプリ、区防災ポータル、えどがわメールニュース等

第3節 避難行動

1 待避施設等の開放

津波による被害から生命を守るには、迅速な避難行動が重要である。

大津波警報・津波警報発表時には、区は浸水のおそれのない風水害時の待避施設等を開放し、少しでも高い場所への避難を促す。

なお、津波注意報発表時には、市街地側への浸水は想定されないことから、河川敷や海岸から市街地側や堤防上などの高い場所への退避を促す注意喚起を行い、待避施設等の開放は行わない。

2 避難所の開設・運営

津波被害により家屋等が被害を受け、居住が困難な区民等が発生した場合、避難所を開設する。

開設する避難所は被害地域や程度によって検討する。対策の詳細は、【震災編】応急復旧計画 第4章 第3節「避難所の開設・運営」に準拠する。

3 避難所の閉鎖

詳細は、【震災編】応急復旧計画 第4章 第6節「避難所の閉鎖」に準拠する。

第4節 帰宅困難者対策

津波により公共交通機関が運休した場合、帰宅困難者一時滞在施設の開設を検討する。対策の詳細は【震災編】応急復旧計画 第7章「帰宅困難者対策」に準拠する。

第4部 初動応急計画【津波対策編】